

生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和3年9月6日（月）
午前10時00分～午前11時05分
場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長	松田 だいすけ	副委員長	本間 としえ
	委員	大くま 真一	委員	岩崎 みなこ
	委員	岩永 ひさか	委員	藤原 マサノリ

出席説明員	子ども青少年部長	本多 剛史		
	都市整備部長	佐藤 稔	道路交通課長	檜島 幹夫
	環境部長	鈴木 隆史	公園緑地課長	長谷川 哲哉

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	第68号議案 市道路線の認定について	原案可決すべきもの
2	第76号議案 多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3	所管事務調査 「多摩市気候非常事態宣言」の具体化について	了承
4	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	(仮称) パートナーシップ制度の導入に向けた進捗状況について	平和・人権課
2	聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業地内の開発事業の進捗状況について	街づくり担当
3	多摩ニュータウン再生の進捗状況について	ニュータウン再生担当
4	都営住宅建替えの進捗状況について	ニュータウン再生担当
5	多摩市舗装更新計画の策定について	道路交通課
6	市道5-35号歩線道路改良工事(レンガ坂)の工事説明会について	道路交通課
7	市道4-3号歩線法対策工事について	道路交通課
8	乞田川、大栗川のマイクロプラスチック調査の結果について	環境政策課
9	令和3年度多摩市版クールシェア事業の中止について	地球温暖化対策担当
10	多摩市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量算定報告(令和2年度分)について	地球温暖化対策担当
11	多摩中央公園改修整備・運営事業のスケジュール等について(報告)	公園緑地課
12	東京たま広域資源循環組合における令和8年度以降の焼却残さ処理方針の検討状況について	ごみ対策課
13	第1回多摩ニュータウン環境組合地元協議会の開催について(報告)	ごみ対策課

令和3年第3回定例会の常任委員会では、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策として、協議会案件については、資料配付をもって説明に代えることとしました。

午前10時00分 開会

松田委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

本日の委員会は、議会運営委員会での決定に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から会議時間の短縮を図るため、協議会については資料の配付のみとする。本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第68号議案 市道路線の廃止についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 初めに、新型コロナウイルスの影響により、密を避けるという観点から現地視察を割愛させていただいている。所管である道路交通課長より、委員会説明資料を用いて現地状況の概要をご説明させていただく。

檜島道路交通課長 第68号議案 市道路線の廃止について、路線の概要等を説明させていただきます。タブレット端末の案件1をご覧ください。

資料の1ページ目をおめくりいただいて2ページ目からになるが、本案の対象路線の位置である。赤色の丸印でお示ししている連光寺1丁目18番地先が所在となる。

3ページ目より概要を説明する。おめくりいただいて、本路線については、財産整理に伴い市道路線を廃止したいとするものである。画面左の住宅地図と右の航空写真に黄色でお示ししているが、廃止予定路線は市道の3の32号線となっており、対鷗台公園の南東約60メートル付近に位置している。路線の終点付近の隣接に土地を所有する地権者から払い下げの申し出があり、現在は特定の方が利用している通路として使用されているため、認定路線として維持する必要は低いものと考えている。そのことから、その一部を払い下げするため路線を廃止したいとするものである。

払い下げを行う予定の場所であるが、路線終点の矢印の先から最初に折れ曲がった場所について路線の払い下げを受けたいという希望である。なお、今回の払い下げとならない部分については法定外道路として管理する

予定であり、今後沿道地権者の土地利用等の状況を踏まえて、その取り扱いを決定していきたいと考えている。また、沿道にお住まいの方からは廃止路線についての上承が得られており、境界についても既に確定済みとなっている。

廃止する路線の延長は47.7メートル、幅は0.9メートルである。また、払い下げを行う延長については約10.5メートルである。

次のページで現況をお示ししている。4ページ目である。現地写真に廃止路線の範囲を黄色でお示ししているが、さきに述べたとおり、現在は特定の方が利用する通路として使用されている状況である。左上の写真であるが、路線の始点部分になる。左下の写真は、路線の途中となり、現在舗装もされていない状況である。下の中央の写真であるが、現在は造成中で、住宅がこの後数軒建つと伺っている。右下の写真であるが、路線の終点付近であり、マンションに突き当たって行き止まりになっている状況である。

以上が第68号議案の概要の説明になる。

佐藤都市整備部長 それでは、議題となっている第68号議案について、提案の理由を申し上げます。本件については、財産整理を前提とした用途廃止に先立ち、市道路線を廃止するものである。廃止路線の概算数量は、幅員0.9メートル、延長47メートルとなっている。これにより市道の路線総数1,663路線、総延長は302.0キロメートルとなる。

以上について、よろしくご審査の上、ご承認を賜るようお願い申し上げます。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

岩永委員 先ほどご説明の中で法定外路線というようなお話があったかと思うが、ここと同様に法定外路線として今、市が把握している道路の総量はどのぐらいあるのかについて確認しておきたいと思う。

榎島道路交通課長 現在法定外路線としての数量は把握してないところであるが、目的外使用道路の調査業務委託を地籍調査が終わったところから発注している。そういった中で、地籍調査が終わったところで廃滅しているだろう赤道を徐々に把握していっているところである。

岩永委員 通常だところでは有償で、例えば廃止路線が入り込んでいる公園に家があったりすると有償で払い下げたりするのかと思う。いろいろな事情の中で一応法定外の路線という形で市は把握されるのかと思っているが、どの程度そういうものが今あるのかについて今後きちんと把握していくことも大切なことではないかと思ったりする。今回のこととは関係ないが、市道路線廃止するということは、そこが全てうまい形で解消して、例えば有償で引き継がれるものなのかと思ったら今回少し違ったのでお尋ねしたが、ぜひそうしたことにもこれからきちんと注視して把握に努めていただきたいと思うのでよろしくお願いします。

岩崎委員 時系列という意味では、今写真を見せていただくと既に造成が始まっていて、ここが道路だという感じになってないように見受けられるとすると、私たちがこの議会で知るときは既に造成が始まっているという流れの中では、こういう地権者の方たちとはお話が終わっていると今お話しいただいたが、並行して動いているのか、それともこれはたまたまこういう写真になっているが、これから市道路ではなくっていくということ動いていくのかということでは少し微妙な感じがするが、実際に動き出している状況と、私たちが知った状況のそごはないものなのかの確認だけさせていただく。

檜島道路交通課長 当初地権者から相談があった段階では、このような造成は行われていない状況であった。その後払い下げの申請等上がってきており、その手続上日数が少しかかるので、その期間にこういった宅地造成が進んできている状況である。ただ、現地はくい等がまだ入っているので、用地は確認できるような状況になっている。

岩崎委員 今の状況はわかったが、いわゆる議会としてこれから手挙げをする、そして始まるというのがある意味大事なことのようには私は今感じた。したがって、こういう状況を見せていただくと、いわゆるコロナ禍の状況の中で見に行くことがもちろんできないのはわかるし、写真で十分わかるのだが、今の現状が既にもう始まっているように見受けられるのは、今後私たちがここで判断するということ微妙なのではないかと感じていたもので、そういうところはあまり動き出している状況ではない、これから決まって、それ

から動き出すのだというところは、どのような場合でもこの場で決定していくのだということはお示ししていただきながら、これからも進めていただきたいとお伝えしたいと思う。

檜島道路交通課長 関係地権者にも議会を通してということはお話をしているので、その辺の理解の上で工事を進めているところである。同様な状況が今後発生するようなこともあろうかと思うので、そういった部分はさらに強調してお話をさせていただければと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。
これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第68号議案 市道路線の廃止についてを挙手により採決する。
本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。
日程第2、第76号議案 多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。
これより市側の説明を求める。

鈴木環境部長 ただいま議題となっている第76号議案 多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであるが、本案は多摩センター地区共同利用駐車場の一つとして運営されている多摩中央公園内駐車場の利用料金について他の施設と同様の金額に改定するため条例の一部を改正するものになる。詳細については長谷川公園緑地課長からさせていただくのでどうぞよろしく願います。

長谷川公園緑地課長 それでは、説明をさせていただく。資料は案件の2の資料をお開きいただければと思う。改正内容について、こちらの資料で説明をさせていただく。

表題下の文章に記載のとおり、本駐車場は新都市センター開発株式会社

が管理している多摩センター地区共同利用駐車場に位置づけられており、サービス内容を共通のものとしている。本駐車場以外の駐車場は、令和元年6月から駐車料金の改定を行ったが、市では令和2年度にパルテノン多摩の大規模改修を控えていたことから、大規模改修後のリニューアルオープンに合わせて改定を行うこととした。

続いて、1、本件の位置づけのところである。繰り返しとなるが、本駐車場は多摩中央公園の公園施設の一つであるものの、運用上は多摩センター地区共同利用駐車場に位置づけており、他の市立公園駐車場とは目的や趣旨を別のものとしている。条例においても記載のような条文が置かれているところである。四角枠で囲んである部分が共同利用の内容となっている。

もともとは当時の多摩都市交通施設公社において実施され、公社の解散と事業譲渡により新都市センター開発株式会社が運営を担うことになった。共同利用を実施している駐車場は記載のとおりであり、米印にあるように割引サービスについては各駐車場運営者個々の判断で実施しており、共同利用駐車場であればどこでも適用されるものとなっている。サービスの事例としては記載のとおりとなっている。

次に、2、料金改定内容である。表のとおり最初の1時間までを現行の240円から300円に、また1時間を超え以後30分までごとに120円を150円に増額改定する。

次のページに進んでいただいて、3、公園内各公共施設の割引サービス実施有無についてである。まず(1)の基本的な考え方として、民間企業における多摩センター地区の駐車場割引サービスの実施については、収益増加、また各施設が運営上のメリットにつながるものとして経営上の判断の上実施している。また、複数施設を利用した場合、割引サービスはその分加算され、施設間利用や買回りを促進させ、エリア全体としての活性化につながる仕組みとなっている。一方で、市の公共施設駐車場の使用料設定については、基本方針に基づく利用者負担の考え方から、原則駐車場利用者全員から使用料を徴収することとしており、その上で各施設の特性や立地条件に応じて一定の配慮や目的外利用者との差別化を図るといった観点を検討することとしている。

このことを踏まえて、(2)の各施設の割引サービス実施有無についてである。まず①のパルテノン多摩については、現在も四角枠のとおり指定管理者が事業経営の判断の中で実施しており、引き続き現行のサービス継続を行っていく。また、②の4階子どものエリア事業においては、パルテノン多摩を構成する施設であることから、同様の考え方にに基づき、一時保育利用者に対しての割引サービスの実施を検討している。さらに、子育て世代への取り組みとして、このほかにも何かできないか研究・検討を行っていく。最後に③の中央図書館、また、グリーンライブセンター、旧富澤家も含めた公園については、各施設独自の割引サービスの実施は行わない方向で検討している。

松田委員長

これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

本間委員

中央図書館・公園利用者へのサービスについてであるが、これは施設間利用、買回りの促進、多摩センターエリア全体の活性化ということで、とても重要なことだと捉えている。ただ、説明いただいた4階の子どものエリアの事業のところであるが、子どものエリアについては、雨の日に子どもを遊ばせるところが本当に欲しいという切実な保護者の方の声を聞いて、全天候型の子どものエリアを造っていただいたかと思っている。ただ、ここで子どもを遊ばせたり子育ての相談をしたりというところで大体2時間ぐらいは皆さんおられるかと思うと、その駐車場料金は2時間で600円となり、支払いが非常に厳しいと感じている。特に乳幼児の保護者の方が雨の日にパルテノン多摩から商業施設までベビーカーを押していくのは本当に大変ではないかと思うので、これからの子育て世代の方を応援するのはいろいろな意味で非常に重要なことだと思っているので、せめて雨の日の割引サービスのようなものをつくっていただけないかと思うが、いかがか。

本多子ども青少年部長

今、委員から雨の日という具体的なご質問があった。雨の日に限らず、それ以外にもっと良いサービスがないのか、幅広い観点で検討したいと考えている。この4階の子どもエリアに限らず、今後中央公園の改修、また図書館の整備も待っている。あのエリア一帯が子どもや子連れの層に優しいまちという観点でアピールしていかなければいけないと考えているの

で、そういった視点でどういうサービスができるのかを、先ほど公園緑地課長からあったが、検討を進めていきたいと考えている。

本間委員 ぜひ検討を強く求めるので、よろしく願います。

大くま委員 今後検討していくというようにお話もあったので、それは期待をしているところであるが、今直接値上げ自体はほかのものとそろえるということであり得ると思うが、割引の部分は私も課題があると思っていて、今子どもエリア、あと図書館の利用なども、駅前の図書館などでも駐車場のサービスが受けられるようなことを考えますとぜひ検討をしていただきたいということを私からも申し上げておく。

あと今パルテノン多摩の有料駐車場は貸施設の使用料2,000円以上で2時間無料というような形も書かれているが、ここも併せて検討が必要ではないかと思う。今、現状であるが、貸施設で市民が様々な企画を行う場合に、この駐車場のサービスを主催者側はおおむね受けられるような形になっていると思うが、入場というか資料代などの形で参加費をいただく場合には1,000円程度が一つの基準になっている。そういったこともあるので、それは直接ここで言うことではないかもしれないが、市民の利用を促進するという観点から、市民の利用の部分についてもしっかりと促進していけるような検討を進めていただきたいということを一つ申しておく。

岩崎委員 まず駐車場という考え方だと、車を持っている、持っていないというところが線引きになっていくと思うが、車をお持ちの方が利用されているということに限定されていくわけであるが、最初の1時間まで240円と書いてあり、次が300円になる、120円が150円になるというのが今回の改定料金と書かれているので、金額としては非常に大きいということではないが、ただ、近くにある公共的なものでなく民間のところを利用して、そこで買い物をしてサービス券をいただくというか、3時間無料とか何時間無料となっていくのが今ある状況だと思うので、そこで皆さんは買物をして、時間の間は止めることができるという流れは多分周知されているのではないかとこのところと、それである程度無料でお止めになっている方がおられることが多いのではないかとと思うが、そういう民間にきちんと担保するという流れはこれからも変わらないのかお聞きする。

長谷川公園緑地課長 共同利用駐車場であれば各施設が実施する割引サービスがどこでも適用されるといったルールは今後も続けて行えるものであるもので、そこは大丈夫かと思っている。また、前段にあった周知の関係であるが、現状も各商業施設で共同利用駐車場ということでこのような料金体系あるいはどういうサービスが適用されるといったところは周知されている。今後中央公園内各施設ができていくので、そういったところでもこういう共同利用駐車場のルールは周知して利用の促進を図っていくことも一つやっていかなければいけないかと思っている。

岩崎委員 今お子さんを遊ばせて2時間ぐらいはすぐたってしまうだろうという話が本間委員からあったように、時間というのは多少たちやすいと思うが、買物をするので、ある一定の時間、6時間なり3時間なりが今確保されているという意味では、車で来られる方はそれなりにご存じでおられるのではないかとも思っている。ただ、もし超えてしまったときは支払わなければいけなかったりするところでは料金が変わってしまっているのでは、あれっと思われる方もおられるのではないかとこのところでの周知は非常に大切かと思うので、お願いしたいところである。

もう一つは、多摩センター地区共同駐車場というところがどの辺のエリアなのか、どこまでなのか、全部なのかということが市民の方に少しわかりづらくて、今パルテノン多摩が開館するに当たって整理していくと聞き及んでいるところであるが、それが全部一体化しているのかの確認をもう一度願います。

長谷川公園緑地課長 共同利用駐車場がどこのエリアでやられているのか、あるいはどの駐車場が共同利用駐車場なのかというのは、こういう地図のようなものを作って、ホームページ等でも各施設が記載されているので、そこは引き続きわかりやすく周知していかなければいけないかと思う。また、その中にはパルテノン多摩の駐車場ということで記載もあるので、引き続き周知に努めていきたい。

岩崎委員 駐車場に関しては、車を利用されている方は結構敏感になっておられると思うし、もう一つは、多摩センターにとってはどこの地域、どこの駐車場を使っても大丈夫なのだということを一定の理解はしていると思うが、今

回パルテノン多摩の開館に当たって整理をするのだということであるなら、なおさらきちんと告知なり周知徹底なりはお願いしたいと思う。そのところはよろしくお願いしたいと思う。

それともう一つ、パルテノン多摩が開館するに当たって駐車場を整備する、そして図書館等もできる中で、図書館には駐車場はつくられないが、公園の中にあるパルテノン多摩の駐車場だということでも今所管がパルテノン多摩なのだと思うが、こういうのを審議するときは、駐車場に関してはどういう枠で今議論しているのかをお聞きする。

長谷川公園緑地課長　こちらの駐車場が多摩中央公園の中の駐車場ということで、いわゆる都市計画の位置づけの中でも公園内施設としての位置づけとなっており、私ども公園所管で今は所管をしているところである。現状運用はパルテノン多摩で行っていただいているという整理になり、この駐車場のいわゆる所管課、条例の所管課は私ども公園緑地課になっているので、今回の条例改正に当たっては公園緑地課で上げさせていただいているところになる。

岩崎委員　今所管が言われていたように、公園の中であるから駐車場は公園緑地課が所管しているというお話だったが、市民から見ると、例えばタイムズ等そういう形の大きい会社の方が所管しているのだと思う方もいて市に連絡することが難しいと、今民間の名前を出して申しわけなかったが、そのように一つの駐車場を公的なものが管理していることをご存じない方も多い。そうすると、ただ駐車場は安いほうがいい、だが、結果的にはそれがどのような形で回っているのか、ただ金額だけを告知するのではなく、皆さんとともにこの駐車場は運営されているのだということまでしっかりとしていかないと、結局金額が高かったらもう嫌だ、安かったらいい、あるいはただだたらいいという流れになっていくと思うので、その辺も全てみんなのものだということでも周知していただきたいと思います。そうしないと理解が得られないのではないかとこのところもあるので、よろしくお願いしたいと思う。

岩永委員　駐車場については原則有料で使っていただくことが非常によいと思っていて、先ほど子どもの施設の利用者の方には無料というご意見もあったかと思うが、たとえ駐車場が有料であっても使っていただけるような子育て

施設にしていかなければいけないわけであり、そちらのほうが重要だと思う。逆に言うと、まず開設してみて、駐車場が有料であることがハードルになっているのではないかと思ってから考え方を少し変えていくことも可能ではないかと思うので、最初から無料であるということよりは、きちんと実情を見て、現状に見合った形で状況判断をし、必要であれば、例えばもう少しサービスの枠を拡大していく、それも無料ではなく、目的は多摩センター地域の経済全体の活性化にもつなげていくということだと思うので、それは駐車場を無料にするという形がよいのか、例えばお買物チケットのような形で還元することがよいのか、様々な工夫があるかと思うが、最初から無料にしていくという考え方ではなく、原則的にその公共施設の使用料に対する考え方でも駐車場は有料化をしようという考え方があると私は理解しているので、そこにのっとった中で必要な対応をしていくという考え方にぜひ立っていただきたいと思うが、改めて伺っておきたいと思う。

本多子ども青少年部長 私どもとしては、全て無料ということは難しいという感じではない。一方で、多摩センターの活性化、あと子育て支援ということで、多くの方に来ていただきたいという視点もある。その辺も加味しながら、どのような取り組みを行うとその施設の使用促進につながっていくのか、一方で、多摩センターの活性化にどのようにつながっていくのか、買い回しの方々はどのように増えていくのかという視点で、先ほど申したが、少し幅広で考えていかなければいけないという認識を持っているところである。

岩永委員 今子どもの施設のことについてはそうだと思うが、公園の駐車場などもこれから全体的に有料化していこうと、それは別にどこの公園も、子どもと一緒に来ているからと言って公園の駐車場が無料になるわけではないと思う。その辺りの考え方もきちんと統一していかなければいけないのではないかと考えているので、改めてどのようにしていくべきかについては、あまり原則を外さずに慎重に考えるべきではないかということ指摘しておきたいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

本間委員 第76号議案 多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、公明党を代表して可決の立場で討論する。

多摩市立多摩中央公園内駐車場は、多摩センター地区共同利用駐車場に位置づけられていて、サービス内容を共通のものとしているということで、同一料金にすることに反対するものではない。しかし、子育て世代を応援する意味で、子どものエリア利用者の雨の日割引サービスなど子育て施設を利用しやすくする工夫を検討することを要望して、本議案に対する可決の討論とさせていただく。

松田委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よって、これより多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、所管事務調査 「多摩市気候非常事態宣言」の具体化についてを議題とする。本件は継続案件である。

これまで生活環境常任委員会では、地球規模の環境問題の一つとなっている廃プラスチック問題をテーマに議論を行ってきた。特に平成30年度決算審査における予算決算特別委員会生活環境分科会では、廃プラスチックの発生抑制に向けてをテーマに事業評価をし、令和2年度予算への提案を市に対して行った。その後、令和2年度の市の施政方針で気候非常事態宣言を行いたいとの意向が示されたことを受け、市議会も共に取り組むため、令和2年第1回定例会で気候非常事態宣言に関する決議を全会一致で可決、第2回定例会に議案として提出された「多摩市気候非常事態宣言」を全員賛成で議決し、令和2年6月に市との共同宣言を行うに至った。SDGsの視

(「はい」と呼ぶ者あり)

松田委員長 今回確認されたことをもとに所管事務調査を進めていく。

最後に、議会運営委員会で所管事務調査については、毎定例会で進捗状況を報告することが確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告の内容については委員長に一任いただきたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

それでは、本日のご意見を受けて、今後も引き続き本所管事務調査に取り組んでいきたいと思う。また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第4、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午前11時05分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長

松田 だいすけ